

平成 24 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会

第 9 回会議要旨

<開催日>

平成 24 年 9 月 10 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（4 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 2 名

説明者（3 名）

経常事業 387 「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」、

389 「民有灯及び商店街灯の支援」、

470 「自転車等利用環境の整備促進」、

472 「みんなで進める交通安全」、

500 「道路を活用したオープンカフェ」

安全・安心対策担当副参事、道路課長、交通対策課長

<開会>

1 経常事業ヒアリングの実施

【部会長】

第9回の外部評価委員会の第1部会を開催したいと思います。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けています。この第1部会のテーマは、まちづくり、環境、みどりです。

<委員紹介・趣旨説明>

それでは、387番「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」の事業のご説明をお願いしたいと思います。

【説明者】

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進事業についてご説明させていただきます。

この事業は、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的として、防犯設備である防犯カメラの設置費用の一部を補助、あるいは子どもの安全見守り活動に係る費用の一部補助を行うなど、区民が行う自主防犯活動を支援しております。

また、振り込め詐欺やひったくりなど、区民の身近で発生する犯罪の被害防止を図るため、防犯啓発物品などを購入して配布しております。

まず初めに、防犯設備整備補助事業の概要について説明させていただきます。

お配りしております「安全・安心まちづくり」という小冊子の6ページをご覧ください。

「防犯設備の整備に関する補助事業」とあります。この事業は、町会や商店街が設置する防犯設備、つまり街頭防犯カメラですけれども、この設置に関してその費用を補助するものです。600万円を限度に設置費用の3分の1を区が、3分の1を東京都が補助しておりまして、平成16年度から実施しています。

補助の対象は、新規に設置する街頭防犯カメラの整備費用で、維持費、あるいは保険料などは含まれておりません。ただし、これはどこの町会、商店街にも補助金を出すのかといえますとそうではありません。平成15年に制定された新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づいて、安全推進地域重点地区として指定された町会、商店街を対象としています。この冊子の34ページに、この安全・安心条例が出ております。第12条に、重点地区の指定とありますけれども、安全推進地域活動を自主的に、かつ積極的に実践している場合は、区長に対して重点地区として指定するよう申し出を行うことができるというのが1項です。区長は、この申し出に基づき、重点地区として指定できるというのが2項です。そして、重点地区の安全推進地域活動に対して、区は積極的に支援しなければならないとなっておりますけれども、これが3項で、この条文が重点地区における防犯設備設置費用を補助する根拠ということなのです。

要するに、平素から地域の防犯パトロールなどを積極的に実施するなど、防犯意識の高い、安全・安心なまちをつかっていこうという地域に対し、ソフト面の充実とあわせてハード面の充実を図るため、補助しているものです。

防犯カメラの設置に関しては、警視庁が都内において街頭防犯カメラの設置を推進しており、また、目黒区での強盗殺人事件、あるいは渋谷駅での殺人未遂事件、さらにはオウム真理教の特別指名手配犯人と検挙など、防犯と同時に犯人を早期に検挙することで地域住民の不安を解消するという点でも非常に効果があり、この防犯カメラが現在注目されております。

平成21年度は、2団体に対して合わせて642万6,000円、平成22年度は、1団体に対して210万円、23年度は4団体に対して854万円の補助を出しております。今年度は、5団体の申し込みがありまして、現在、都の方に申請する準備をしております。

この街頭防犯カメラは現在注目されてはいますが、設置する地域の皆さんの総意というものがないとプライバシーとの関係ですぐに設置ということも難しいものです。防犯カメラの効果は認めていても、個人のプライバシーの問題で設置に反対するという声もあるようです。また、防犯カメラ自体が今非常に高性能になっておりまして、金額的にもかなりの額となりますので、金銭的な面で設置を断念する団体などもあります。

今後、この防犯設備の補助事業に関しては、限られた費用でより高い効果が得られるような防犯カメラの設置を推進していきたいと考えております。

次に、子ども見守りチャレンジ提案事業に対する補助事業についてご説明いたします。

この事業は、東京都が昨年度から始めた事業です。防犯ボランティア団体が行う子ども見守りに関する活動を補助することにより、子どもの安全を確保していこうというものです。限度額は50万円で、区と都が活動費用の半分ずつを補助しております。昨年度は四谷地区青少年育成委員会が子どもたちの安全な地域環境を築いていく活動費用10万6,000円に対して、区と都が5万3,000円ずつの補助金を交付しました。活動の内容は、地域の大人と子どもが相互に顔を覚えて地域のきずなづくりをしていこうということで、「知っている人をふやそう」を合い言葉に、子どもと大人が多数参加して、もちつきやゲームなどを通じて元気にあいさつを交わすことでお互いのきずなを深めるイベントです。今年度は2団体が申請をしております、その地域では継続した子どもの見守り活動が行われております。今後は、この補助事業を継続して、区内の多くの地域で子どもが犯罪の被害に遭わないよう、子どもの見守り活動に対して支援をしていきたいと考えております。

次に、振り込め詐欺などの各種犯罪抑止啓発事業についてご説明させていただきます。

まず、この事業につきましては、区民の方にとって身近なところで発生している犯罪、つまり、いつ自分が被害者になるかわからない犯罪の被害を防止していくためには、警察と連携して、区民に対して防犯意識を向上させる必要があります。

昨年は東日本大震災が発生しましたので、震災対策が行政に対する要望の一番でしたが、それまではずっと治安対策が要望の一番になっておりました。平成14年以降、犯罪発生件数が減少し続けておりますけれども、それでも治安対策の要望が多いということは、いわゆる体感治安が悪いということです。言い換えますと、身近で発生する犯罪を防止していく必要があるということで、そのために、区としては振り込め詐欺やひったくり、自転車の盗難などの被害に遭わないように、区民の皆さんに防犯意識を高めていただくための施策を行っています。

具体的には、警察や防犯協会が行っている各種の防犯イベントなどの際に、防犯意識向上のための犯罪被害防止啓発物品を区民に配布するなどしております。

また、昨年度から、区内の落書きを消去するために落書き消去スプレーを購入して区民に貸し出しをしております。平成21年度、22年度につきましては、ひったくり、振り込め詐欺防止啓発用のティッシュやチラシ、あるいは子どもの安全を守る標語、「いかのおすし」と言いますけれども、これを掲載したクリアフォルダーを配布するなどしております。

また、昨年度は、自転車盗難被害防止や万引き防止啓発用のティッシュ、クリアフォルダー、ポスター、チラシ、あるいはひったくり防止カバーなどを購入して配布し、被害防止の啓発を行いました。これらの啓発物品などの購入費用は、21年度50万、22年度100万、昨年度104万円となっております。

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進の事業の概要については以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、委員の方からご質問等を受けたいと思います。

【委員】

防犯カメラの現在の設置数はわかるのですか。

【説明者】

23年度までで合計22団体、272台です。

【部会長】

事業評価に実績の評価についてですけれども、全て適切という評価をなさっていて、目的または実績の評価も適切となっています。この事業の評価がなかなか難しいと思うのは、結局、防犯カメラを設置しても、何か事件が起きないとこれが有効だったかどうかというのがわからないのではと思うのと、見守り事業についての支援はとていい事業だと思うのですが、これもどうやってそれがうまくいっているということ把握するのかと思ってしまうのですが。

いろいろなコミュニケーションができたという意味で成果は上がっているということがわかるのだとは思いますが、その辺はどういうふうに判断なさっていらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

【説明者】

実際に効果が出ているのかどうかを数字等で表すのは非常に難しいのですが、今考えているのは、外部に委託するような形になると思います。来年度の事業で、こういった重点地区に指定された、あるいは防犯カメラが設置された地区と、あるいはそうでない地区との犯罪の発生率だとか、そういったものを検証することを考えております。

【部会長】

わかりました。検証するとなるとまた予算が必要になるだろうと思いますが、その方向で考えていらっしゃるということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

事業の内容を今までお聞きしてしまして、防犯カメラにしても、子ども見守り事業にしても、申告があってそれに対応するという形ですね。区からの積極的な指導というのはどんなことをやられているのか内部評価からは見えなかったのですが。

【説明者】

防犯カメラの設置については、重点地区に対していろいろな支援・指導をしているのですが、子どもの見守りなどは、実施しているところに対して補助をしているというような形です。

【委員】

子ども見守り事業というのは、どういう活動ですか。交流し、互いに顔を知る、そういう活動を町会ごとでやられているわけですか。

【説明者】

これは、青少年育成委員会というのが区内に10団体ほどありまして、その中の四谷地区に於いての活動です。町会単位ではなく、地区の子どもさんたちに対する見守り活動です。

【委員】

そうすると、自発的な行動を待って、申請を待って、それに対してサポートしているという形ですか。

【説明者】

そうです。この補助に関しては、そういった団体等からの申告によるサポートという形です。

防犯カメラに関しても、子ども見守り事業に関しても、ある程度、重点地区や防犯ボランティアで活動されているという方々を私どもは把握しておりますので、こちらからそういった方々に対してこういった事業がありますよとお話させていただいています。

特に防犯カメラにつきましては、今年は特にこういった団体に限られますと広報もしていますし、子どもの見守りに関しても今後そういう形でやらせていただく。ただし、ある程度一つの条件として対象団体が決まっておりますので、そういう方々に対しての話がメインにはなってくるのですけれども。

【委員】

神楽坂で昨年カメラを10台設置しました。地域の警察と商店会とが連携し、こういう制度があるというPRにより、区の制度を利用した一つの成功例かと思っております。

防犯カメラに関する費用等の詳しい知識は、団体にはあまりないと思いますので、もう少し区の方も積極的に機械の新しい認識をPRすることが必要かなと思っております。

【委員】

防犯カメラの設置の申請は、そういう情報を仕入れたから申請できるということと、情報を仕入れていても、地元で企画がなかったということもあると思うのですけれども、新宿区が重点地区に設置するというのは、あくまでも地元の要望がなければ動かない、あるいは動けないということもあるのですか。

【説明者】

それは、申請がなくても、この地域で非常によく防犯パトロールを実施しているとか、そういうところに対しては、こちらから重点地区に指定しますので申請をしてくださいというような働きかけは実施しております。

【部会長】

対象団体があるとおっしゃいましたが。その対象団体というのは。

【説明者】

重点地区は、今90団体あります。防犯カメラの設置はこの90団体を対象にしております。子ども見守り事業につきましては、防犯ボランティアグループが今40数団体あります。重点地区や防犯ボランティアグループは、ある程度の団体性を持ったグループを対象としています。例えば、個人やりたいということであれば、新たにある程度志を同じくする人でグループを組んで内規などが決まって構成ができれば当然新規でもできます。

【委員】

申請書はあるのですか。

【説明者】

あります。

【部会長】

時間になりましたので、この事業はこれで終了します。どうもありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

それでは、389番「民有等及び商店街灯の支援」につきまして道路課長からご説明をお願いします。

【説明者】

この事業に関しましては、民有灯及び商店街灯維持助成と、民有灯改修等支援という形になっています。

民有灯は私道等で設置している箇所ありますけれども、一般の交通の安全とか犯罪の抑制などの観点から、安全・安心のまちづくりに欠かせないといった理由で、区で助成をしているものです。

商店街灯に関しましては、都市の景観を向上させる、地域の発展にも寄与しているといったところで助成をしております。

民有灯に関しては定額での助成をしています。今年度は、20ワットから40ワットは、1基当たり2,600円で助成しています。商店街灯は、定額の金額を定めているものもありますけれども、実際に商店街で前年度にかかった金額の8割の金額と、区で定めている定額の金額と基数とを掛けた金額で、安い方の金額について助成しているものです。

民有灯に関しては、平成20年度から22年度にかけて、老朽化や照度不足となっている民有灯について、3カ年にわたり区で改修を実施しています。また、平成23年度からは、地元の町会等で行っていた球交換を、区が実施しています。

改革・改善点としては、電気料金の助成金に関しては、電気料金の変動等がありますので、年度ごとに定めていくべきだということもあり、区で年度当初に前年度等の電気料を参考に定めるといった内容に変更をしています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、今回の内部評価につきまして、あるいは事業そのものにつきましてご質問ありましたらお願いいたします。

【委員】

民有灯の定義を、商店街等とはどう違って、どういう状況なのかというのをご説明いただきたいのですけれども。

【説明者】

区内には、区道とは別に、私道があります。区道ですと区が道路を管理しており、街路灯も区が設置して管理していますが、私道になりますと、私道の所有者等が道路を管理している状況で、町会が民有灯を管理しています。

商店街灯につきましては、区の街路灯ですと普通の広幅員でない道路であれば照度が80、100ワット程度の街路灯をつけているのですが、商店街に関しては、商店街の方である程度明るいランプといった、新たにレベルアップした街路灯をつけているというものです。

【委員】

民有灯というのは町会が管理しているものですか。アパートとかそういうものを経営している人が立てるものは、民有灯ではないのですか。

【説明者】

区の中にも、幅員が4m、6mの細い道路は多くあります。都道はもう少し広幅員になります。国道も広幅員です。区内にはほぼ290km区道がありますけれども、別に100km程度個人の方が管理している私道があります。私道にも街灯があり、町会が管理しております。区の管理するものではありませんが、一般の交通に供しているといったことから、区で助成をしているということです。

【部会長】

アパートの街灯というのは、アパートの敷地側にあるのはアパートのもので、道路部分にあるのが民有灯だと思います。

【説明者】

そうですね。敷地が道路に面しているもので、敷地の中は個人のお宅の照明になります。道路の中の話ですと、私道であれば町会が管理して、敷地の中であれば、それは敷地を管理されている個人の管理です。

【部会長】

管理は町会で、設置の費用というのはどこが負担するのですか。

【説明者】

民有灯に関しては、区の方で設置・改修を実施しております。

【委員】

民有灯の数はどのくらいあるのですか。

【説明者】

民有灯の数は、約3,900灯が区内にあります。

【委員】

この民有灯は設置に関しては、これをつけてほしいというのものもあるわけですか。

【説明者】

はい、あります。そういったところに関しましては、区で調査をさせていただいて、設置が適切かどうか、逆に明るくなってしまうところだと周りの方の状況もありますので、そういったところも含めて町会等とお話をさせていただいて設置するといった形にしてあります。

【委員】

民有灯の地上からの高さというのは決めてあるのですか。

【説明者】

原則、3mから4mの高さで設置しております。

【委員】

民有灯と商店街の街灯というのは、民有灯なら民有灯と何か印がついているのですか。

【説明者】

民有灯の番号というのがついてあります。それから、区が管理している街路灯については、区が管理している管理番号というのがついてあります。

【委員】

見ればわかるのですね。

【説明者】

はい。

【委員】

明るいとこに犯罪はないから、明るくしてもらえればいいですよ。

【委員】

29年度末の目標というので矢印がアップになっています。これは、事業の目標ですか。

【説明者】

事業の目標・指標で、区民の日常生活における安心度として、不安を感じないような形で明るく安全なまちにしていこうということで実施しておりますので、そういった不安をなくしていこうということで、目標としては上昇させているものです。

【委員】

これは世論調査か何かですか。

【説明者】

区政モニター調査です。2つの指標のうちの、もう一方の指標、支援対象団体数というのは町会等の数です。

【部会長】

区全体でやったモニター調査の結果のパーセンテージであって、対象とした団体の中でかけた調査ではないということですね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

区全体のこういう割合よりも、実際に申請された町会にアンケートをとるのは難しいのですね。なかなかこういうデータはとりにくいということでしょうかね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

この312団体というのが23年度末と29年度末の目標のところにも書かれているというのは、312団体についての支援を今後もしっかりと行っていくという、そういう意味ですね。

【説明者】

そういう趣旨です。

【部会長】

今後、これが増えていくという可能性もあるわけですよ。

【説明者】

はい。町会が増えるとか、そういったものがあればですね。

【部会長】

増やしていくということではなくて、申請があるところにニーズがあるというような考え方になっていますね。

【説明者】

対応していくと考えています。

【委員】

電気料というのはわかるのですか。

【説明者】

そうですね、電気料の単価自体の数字については出ておりませんが、決算等の数値で、総額になりますけれども出てきます。

【委員】

決算のときに出るのですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

例えば、活動実績の予算事業シートで、将来予測がありまして、横ばいとしています。要するに町会、商店会で民有灯、商店街灯の助成をもらっているのが202と86ですよ。それは、全体からするとどれぐらいの割合になるのですか。例えば、全くもらっていない町会があったりするのでしょうか。

【説明者】

基本的にはないと考えております。

【委員】

そうすると、支援対象団体数が312でこれ以上増えないということですよ。ただし、安心度を上げる、38.9%から上に上げるためには、何をなさる予定でしょうか。

【説明者】

今までも照度をアップするといった民有灯の改修を22年度まで実施しておりますが、まだ改修時期が来ていない民有灯があり、そういったものの改修はまだ若干残っています。そういったものを改修して、照度アップを実施していこうと考えています。

【部会長】

よろしいですか。

それでは、ちょうど時間になりましたので、他になければおしまいにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは引き続き、470番「自転車等利用環境の整備促進」につきまして、交通対策課長と道路課長からご説明をお願いいたします。

【説明者】

自転車等利用環境の整備促進ということで、利用環境を整備するために大きく2つに分かれます。1番目が自転車利用のマナーアップ、2番目が自転車の走行空間の確保の大きく2つに分かれます。まず初めに自転車の利用者のマナーアップに、区はどのような取り組みをしているのか説明させていただきます。

新宿区は、28駅で整理区画と言います駐輪場を整備しています。歩道上で自転車を整理するのが整理区画ですが、そこに整理指導員を、午前中2時間、午後2時間配置して自転車の整理をしています。その方々が、自転車は適正に利用しましょうというようなベストを着るとともに、ティッシュを配ったり、時にはチラシを配ったり、声かけをしているということです。

予算的には、整理員に着ていただくベスト、チラシ、そういった備品関係、啓発グッズの購入をこの予算の中で見えています。新宿には四谷、牛込、新宿、戸塚と4署警察がありますけれども、それぞれの警察と連携しまして、毎月1回自転車ストップ大作戦を実施したり、小学校、幼稚園に出向いて自転車の利用の促進をしたりしています。そのときに参加された方に資器材のマスコットを配ったり、チラシを配ったりもしています。

以上が、1点目の利用者のマナー向上に対する経常事業の事業内容の説明です。

引き続き、自転車等利用環境の整備促進について説明します。自転車の通行空間環境等を整えるというようなことを調査し、今の自転車利用環境の整備状況、要するに自転車・歩行者専用道とか、そういったものの現状を把握する。それから、課題等も抽出しながら、今後どのように自転車の走行空間を整備していけるかを検討しています。

国道と都道に関してはある程度通行区分等も分けている空間がありますけれども、区内においては道路幅が狭いといったところもありますので、かなり厳しい状況ではあります。そういった中で、歩行空間と自転車の走行空間の仕分けをどういうふうにするか、モデル路線等も検討しながら整備していきたいと考えています。

特に、広い区道と、歩行者があまり多くない地域等の2路線を選定しまして、区道でも自転車の歩行空間、走行空間を整備していきたいと考えています。

川沿いに自転車・歩行者専用道、散歩道がありますけれども、こういったところは、実際植栽等を除けば3mくらいの幅員になります。そういった空間に関しては自転車と歩行者の通行区分というのがなかなか難しいので、標示等を設置して、ルール、マナーの啓発活動もしていければと考えています。

モデル地区については、ある程度広幅員の道路を選定するとともに、川沿いの散歩道についても、そういった標示等を設置していくことを検討しています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

後者の自転車の走行空間の整備ですけれども、どんな調査をなさっているのですか。

【説明者】

自転車の走行者の現状、区内の整備されている路線等の現状の把握です。それらを踏まえ、区内の自転車の走行空間についての課題、自転車の走行空間の整備のあり方、どのような整備をしていくかを検討しています。自転車レーン等を整備するにも、車道にある程度幅員がないとできないですし、物理的に車と自転車と歩行者と空間を分けるのはなかなか難しいのですが、歩車共存道、歩行者と自転車が共存する道路とかそういった手法がありますので、こういった手法ができるのかといった整備手法の検討をしています。

それから、幅員が狭いところに関しては、歩行者と自転車の分離をわかりやすい路面標示や看板の設置、そういったものでできないかといった検討をしているところです。

【部会長】

そうすると、事業費のところの委託費が、その調査の費用になるわけですね。

【説明者】

はい。

【委員】

最寄りの地下鉄落合南長崎は、2~3年前は自転車が本当にひどかったのです。でも、指導員の人に来てから非常にきれいになってよくなりました。ですから、環境が非常に改善されたと思うのですが、歩道が非常に狭いのです。新青梅街道寄りには昔の通りで、そこに商店は商品を出しているわけです。そうすると、自転車が通る、人が通る、それから商店の商品が道路にはみ出て陳列されています。そういうとき、区からの指導はやってらっしゃいましたか。

【説明者】

それは、公道上に商品を並べたり、看板を出したりということについては、道路の不正使用ということで、職員が行って取り締まりをしています。大きな幹線道路であれば東京都の都道の担当部署と一緒に声かけをしに行くというようなことです。

そういう陳情が年間150件程度あります。その他に商店街の人たちと一緒に見回り活動をやっています。今は9団体一緒に回っていますけれども、ほぼ毎日のように現場に行って、ごみとか捨てられたベッドとか投棄物とか、そういったものを回収して、なるべく皆さんが歩きやすい、使いやすいような道路環境の整備をしています。

電話一本で言っただけであれば指導していきます。

【委員】

私も、平日の自転車はとても良く整備されて良くなったと思いますけれども、高田馬場も自転車がすごいのです。平日は本当によく見回りをされているようですが、土曜日はどうでしょうか。日曜日は特にひどく、みんな日曜日に見回りがないのを知っていて放置されています。

それから、自動車の走行空間ですけれども、山手通りが広がって、新しくなったら、歩道と自転車用の通路ができて非常に走りやすいところがありました。ああいうのがあると本当に安全な道路が確保できると思いますが、都心では難しいでしょうね。

【委員】

歩道を歩いている人は酔っ払っていても、居眠りしていても自由ですが、自転車はある程度規制がある。今は歩道からも車道からもはみ出ている自転車が多いですよ。いろんな面で弱者を守るのは当然ですが、もう少し自転車に乗っていてよかった、というような、自転車を認めてあげるような施策ができるかと思っています。

利用環境整備の目指すところはどこですか。

【説明者】

そういった自転車の走行空間、安全に通れる空間をどのように確保していくかということが主眼になっています。今、委員がおっしゃられたように、自転車に乗っている方はどこを走ればいいのかといったところは多くあります。都道などに多いのですけれども、広い歩道であれば、そこにある程度通行区分を分けて、自転車も通れるような整理をしているところもあります。狭い歩道になりますと、自転車も歩行者に注意しながら通行するといったところもあります。さらに車道は車が多く危険だといったときに、自転車はどこを走ればいいのかといったことがありますので、調査等しながら、警察とも協議しながら、車道側に安全に通れるような空間をつくれるのかとか、歩道にどういう標示をしていくのかといったところも検討していきたいと考えています。

【委員】

エコの取り組みに対してもよろしくお願いします。

【部会長】

「事業の目標・指標」のところを見ますと、23年度末の現況が「整備補修の検討」ということで、これはまさに委託調査をして整備補修の検討をしているという、そういうことですよ。

【説明者】

23年度に調査をしております、今後、モデル路線等を整備していきたいということで、継続して検討していきたいと考えています。

【部会長】

29年度末には、それを踏まえて整備を推進し、啓発活動と当然リンクさせていくと、そういう見方ですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

期待したいと思います。

時間になりましたので、お終いにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、経常事業472番「みんなで進める交通安全」について、引き続き交通対策課に説明をお願いします。

【説明者】

「みんなで進める交通安全」ですが、7つの予算事業がありますので、それぞれの事業ごとではなく、「安全で快適な町に」という資料に基づき説明させていただきます。

新宿区は、交通安全について、4署の警察と一緒に進めています。過去からの取り組みで、教育などのソフト面について運用は警察が行い、資器材等については区が負担するというような形で進めています。交通安全の活動で、よく警察でマスコットを配っていますけれども、それは新宿区が負担しています。

また、交通安全運動というのがあります。この期間、交通安全運動、飲酒運転撲滅、信号をきちんと守る、横断歩道を歩きましょうなど、各回にテーマが異なりますけれども、春と秋に全区の町会とそれぞれの警察、また、後程出ます安全協議会と一緒にこの安全運動をやっています。東京交通安全キャンペーンというのは東京都が12月にやることで、去年は自転車の利用についてというテーマで行いました。

資料に交通安全教育啓発活動ということで主な事業が書いてあります。まず、幼児交通安全教室、19回、1,191人ということで、区と警察と一緒に、主に幼稚園や保育園で、これからまちに出て交通ルールをしっかりと守っていただきたい交通弱者に対して、きちんと教育を行っていくという幼児教育です。キーホルダー、ワッペン、シールなどのグッズを警察に預けて、こういった教室のときに子どもたちに配っています。

次に、子ども安全教室、これは小学校のPTAが中心となって、区と警察、自転車商も協力して行っています。28回、2,846人ということです。主に小学校低学年、自転車に乗り始めの生徒たちに、自転車マナーをきちんと覚えてもらうために、小学校の校庭にまちの交差点等を再現して、警察が子どもたちに教えるということです。

それと、3番目がスタントマン、これは昨年から実施した新しい試みで、スタントマンを使った交通の実体験を行うということです。実際に、車にスタントマンがはねられて飛ばされる光景等を中学生に見せて、携帯電話をしながら自転車の乗るのをやめましょうとか、二人乗り運転やめましょうとか、傘を差して運転すると危険だということを、実際スタントマンを使って行っています。これは年間4回程度企画して、3年で全中学校を回ることによって現在実施しています。警察からは、大変すばらしい試みで、中学生によく理解してもらえるので、区にもっと予算をつけてもらえないかというような要望があります。

また、交通安全の集いというのは、敬老会にあわせて、敬老会の第2部の講座で行う交通安全教室です。お年寄りの交通事故が、今、交通事故全体の3割程度を占めるのですが、一番多いのがきちんと横断歩道を渡っていただけない高齢者の方がいるということです。去年のテーマでは、婦人警官の腹話術等を用いながら、横断歩道をきちんと渡りましょうという説明を行いました。これは、敬老会4回で1万700名の参加がありました。

それと、違法駐車防止活動、これは去年監査で、駐輪対策協議会と交通安全協会が同じよう

な活動をやっているということを指摘されまして、今年度から違法駐車防止活動については、安全協会に統一して活動費を支払っているということです。

次に、内部評価に沿って説明をさせていただきます。

まず、「交通安全運動の推進等」という予算事業、こちらは先程一番初めに説明しました主に啓発物品の購入が主な事業費です。

次に、「交通安全資機材の整備」については、事業費の主たる使途、看板、バリケード、横断幕とあります。よくスクールゾーンを始め等にバリケードがありますが、そういったものは新宿区から警察に適宜提供して置いていただいています。バリケードは1回車等がぶつかりますとすぐ壊れてしまいますので、そういったものの補充として予算立てをしています。

次の「交通安全パレード」は、年1回、春の交通安全パレードを3月中旬に行っているものです。昨年は東日本大震災があった関係で事業を若干自粛し、小規模で行いました。主にパレードの団体、大学の吹奏楽団に23年度については10万円の参加費用を支払っています。それと、パレードを見にきていただいた沿道の人たちに対して、インフルエンザ対策としてという名目もありまして、5,000枚ほどガードマスクを購入し、パレードのときに配っています。

その次「交通安全教育」、こちらは先程説明しましたように、小学校、中学校、また、幼児の安全教室のときに配布するグッズが主な予算です。

その次「交通安全協会への事業助成」は、牛込、新宿、戸塚、四谷の4所の交通安全協会に対して助成をしています。これは、各団体年間54万円ほど助成しています。

「交通安全総点検」は、学校でも主にPTAもですけれども、学校と交通管理者である警察、それと道路管理者である新宿区が一緒になり、現地で実際に交差点の見通しが悪いところとか、車がスピードを出すところなどを点検して改善につなげていくということです。大体平均すると年間5件程度行っていますけれども、平成23年については、東五軒町、市谷仲之町、東戸山小学校で実施しました。

「違法駐車防止協議会への事業助成」につきましては、交通安全協会とこの違法駐車防止対策協議会の活動がオーバーラップしているということで、23年度で事業廃止になりました。事業を廃止して、こちらの活動の助成金の一部を今年度から交通安全協会の方に対して支出することで、プラス30万円を各団体に支出するということになりまして、各団体54万円が平成24年度からは84万円ということになっています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

何かご質問ありましたらお願いいたします。

【委員】

これまで、交通安全協会への助成金は4所に54万円ですか。それにこの違法駐車防止対策協議会と同じような事業だからということで一緒になって、24年度からは30万足して84万円。これは助成金の使い方からすると、足した意味があるのですか。

【説明者】

交通安全協会は、どの団体も年間1,000万程度事業費が必要だということで、最近は区からもっと助成金が欲しいという依頼がまずあります。それと、活動自体がそれぞれ分かれて違法駐車取り締まりという活動をやっていた団体もあります。一緒にやっていた団体もあるということで合同したというのが主な理由です。

交通安全協会に統合した時点で、予算的には低くなっているわけですがけれども、民間に違法駐車取り締まり員が導入されてから急激に違法駐車台数が減ったこともありまして、半分程度予算をつけて、主に自動二輪の違法駐車取り締まり、違法駐車しないようにという啓発活動をしていただくということで、30万円各団体に助成をしているという次第です。

【委員】

交通安全協会と違法駐車防止対策協議会のやっている内容が見えないのです。成果が上がったかどうかともそれもわからない。

【事務局】

平成22年度に外部評価委員会が補助事業に対する評価をやっております。補助事業評価の中で今と同じ議論が出されておまして、それは一本化すべきだということで、各団体と協議を重ねた上で一本化に至ったという経緯があります。

【委員】

一本化にしても金額は変わらないのですよね。

【説明者】

半分程度下がっています。23年度に年間280万円出していたのが、30万円を4協会で120万円になっていますので、助成額全体としては下がっています。

初めに言いました交通安全協会の方については、54万円を4団体で216万円です。

交通安全協議会は事業ごとの助成で、多い団体もあれば少ない団体もあり、4団体合計で286万9,754円でした。23年度はこれが120万円になったということです。

【委員】

286万9,700円が120万円になったということですか。交通安全協会への54万円を足してもすごく減ったのですね。

【説明者】

交通安全協会の方は、今までどおり54万は54万であって、違法駐車防止対策協議会の助成事業は、23年度、協議会補助金として4件で287万円実績がありました。この事業を廃止して、かわりに、4協議会の交通安全協会への助成事業に24年度から30万円ずつ上乗せしているという話になります。

ですから、54万は54万でそのまま生きています。それで24年度からは30万円増える。そうすると、先程の287万円はゼロになり、交通安全協会が120万円増えるので、差し引きすると下がっていくという形になります。

【委員】

交通安全協会は、本当に何をやっているか事業が見えないですね。

【説明者】

PR不足というのがあるのでしょうかけれども、交通安全週間とか、警察と一緒にいきますパレード、また、交通安全教室等にも参加していただいています。

【部会長】

交通安全協会の構成はどういうメンバーですか。

【説明者】

構成員は、町会等から推薦されている方もいますが、商店の方が中心となってメンバーに加わっています。例えば、四谷警察などは、百貨店とかスーパーなどの事業者が、地域の社会活動の団体というような形の位置づけで参加しています。

【部会長】

その前の違法駐車防止対策協議会の方はどういう構成員ですか。

【説明者】

同じような構成です。ですので、事務局が分かれている協会もありますが、地域によっては構成が重なる場合もありました。

【部会長】

ということは、一本化してもどこかが抜け落ちることはないということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

これだけずっと活動なさってきていますが、どういう効果があらわれているか、交通事故はどんな経過で、どういうふうになっているかというのを知りたいですが。23年度末の数字は書いてありますけど、どのくらい下げる目標かということもお聞きしたいと思います。

【説明者】

事故件数の推移については、手元に資料がございませんので申しわけございません。取り組みについては、警察の方で、都内で死亡者数ストップ200という取り組みをしています。年間200人以上の交通事故死者数が出ていますので、交通事故で年間200人以下を目指す活動をしています。この3年間ずっと200人超で、今年は現時点で1割程度死者数が少ないということです。

【委員】

新宿区はどうですか。

【説明者】

新宿区は、死亡者数ということで見ますと、昨年亡くなった方が5名います。今年については、7月末時点ではゼロ名ということです。歩行者での事故は、高齢者の方で亡くなった方が4人高齢者の占める割合は全体の3割です。

【部会長】

ありがとうございました。時間になりましたので、次の事業に移りたいと思います。

【部会長】

それでは、引き続き500番「道路を活用したオープンカフェ」について、ご説明いただけますでしょうか。

【説明者】

道路を活用したオープンカフェとは、新宿区ではモア4番街と、シネシティ広場と言いまし歌舞伎町に昔噴水があった、コマ劇場の前の広場、そちらの道路をオープンカフェとして使用して運用しているということです。モア4番街というのは、新宿三丁目、区役所から見て南側の通りですけれども、タカノの前です。

それまで新宿のまちは違法駐車が大変多く、社会実験の開始までは、大体違法駐車が20台、放置自転車が200台、また、住所不定者が場所取りの状態と化してしまっていて、大体20人程度の住所不定者がいました。地元の商店街から何とかならないかということと、社会実験としてオープンカフェという制度があるのでそれを使ってみたらどうかということで、平成17年度からこれまで7年間社会実験として運用してまいりました。

新宿区は、カフェの運用ではなくて道路の維持管理と植栽関係について費用を負担しています。モア4番街のオープンカフェの運用については、新宿駅前商店振興組合が新宿区と協定を結びまして運用しています。

シネシティについては、歌舞伎町タウンマネジメントと新宿区が協定をして運用しています。

目的と効果としては、まちなぎわいの創出、地域と協働体制の確立、道路環境の改善ということで、社会実験中、住所不定者がいなくなるとともに違法駐車がなくなる。また、放置自転車も200台あったものが大体10台程度に激減して、その社会的効果は大変あったということです。地元から今後も継続してほしいという要望もあり、社会実験を終了して、都市再生特別法という法律の手續に基づいて、本格実施に向けて各部各所と調整しています。

清掃等については、朝、クレープ屋さんが行っていますが、大変きれいになって、12時前にはきちんと清掃してオープンカフェが並んでいるような状況です。

通常のカフェの運用にあわせて、新宿駅前商店街がオープンカフェを使い土日等にイベントを行った回数が、大体年間7回～10回程度あります。去年は震災の影響がありまして自粛していました。主なイベントとしては、公的な、WEバスとか自転車のマナーとか路上喫煙禁止などのイベントのほかに、例えば近くの商店がオープンしたときやワールドカップなどの時期に合わせたイベントを実施しています。

シネシティ広場は、平成21年度から実施しました。現状は、コマ劇場が撤退して、また、周りの映画館が撤退し、ミラノ座しか残っていないというような状況で、大変さびれています。テーブル等を出しますと浮浪者等が座ってしまうということで、オープンカフェは販売のみです。なかなかうまく運用されていない状況です。

シネシティ広場の運用については、タウンマネジメントと打ち合わせして、なるべく多くイベントを開催することによって歌舞伎町が没落しないように協議を行っているところです。

シネシティ広場では、去年は予算の支出は特にありません。タウンマネジメントが年間20回

程度イベントを実施したという実績です。

事業コストにつきまして、昨年の事業費の内訳は、主に植栽です。モア4番街の木の周りの植栽、また、木が朽ちてしまったのでプランターボックス等を改修したものです。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

このオープンカフェというネーミングは、モア4番街でも、シネシティ広場でも同じですか。

【説明者】

はい。

【委員】

モア4番街というネーミングはどうやってつけたのですか。

【説明者】

ミクスチャー・オブ・エイジの頭文字をとった略称で、世代の交差点という意味になっております。それぞれ通りに番号を振っていきまして、1番から全部で9番まであります。

【委員】

そういうネーミングだと知っているだけで親しみやすくなると思います。だから、もう少しそういうPRもしてほしいと思います。

【説明者】

標示もしてあるのですが、わかりにくい部分はあると思うので、それは今後の課題としてぜひ取り入れていきたいと思っています。

【委員】

モア4番街で1店舗しか出ていないのは何か理由があるのですか。

【説明者】

今、1店舗ですけれども、将来的には入り口と区役所側の方と2つ店舗を設置する予定です。

【委員】

そうすると、これは常設になるのですか。

【説明者】

常設です。近隣の商店から持ち出してカフェができると一番いいのですが、周りのお店に働きかけてもなかなか管理が大変ということで手を挙げていただけないことがあります。初めはテントから始まって、次がケータリングカー、その後小さなプレハブを設置して、現在は社会実験が終わったのでケータリングカーになっています。今後の本格実施では、2m角ぐらいのプレハブを道路上に2カ所設置する想定です。

【委員】

そのときの店舗の選定とか、そういうのも決めていらっしゃるのですか。

【説明者】

それは商店街と協定を結んでいまして、商店街に決めていただいています。

クレープ屋さんが大変評判がいいということで継続して出店されているという状況です。

【委員】

区では、それを許可するとか、しないとかではないのですね。

【説明者】

はい、商店街に任せています。

【部会長】

事業コストのことですけれども、これはまだ社会実験なので、国からは全く補助金が出ていないということになるのですよね。

【説明者】

はい。区の単費です。

【部会長】

今後、都市再生特別措置法で本格実施になった場合は国から補助金はあるということですか。

【説明者】

この事業は補助が出ない事業です。ただし、道路法の運用を道路に購買施設ができるというのは全国初です。その認可をいただけるということが、今調整している一番大きな内容です。基本的には、道路の維持管理費は行政が出して、イベントや清掃等の運用面については、地元の商店街でやっていただくこととなります。

【部会長】

違法駐車や駐輪に関しては、すごい効果がありますね。

【説明者】

社会実験を終了した際に店舗を一回撤去したのですけれども、そのときに違法駐車が10台入ってきました。荷おろし、荷さばきの車が入ってきてしまうということです。

【部会長】

どのくらいの期間実施したのですか。

【説明者】

17年度から昨年7月まで、それを7回繰り返しました。今はもう社会実験はだめですよということですので、暫定利用としています。本格実施を10月末ぐらいから予定しているのですが、それまではケータリングカーを設置して運用しているところです。

コマ劇場の建替えて、地域冷暖房の工事を今年の11月からやりますので、シネシティ広場は、11月から約1年間は仮囲いを行い、全部閉鎖してしまいます。今、歌舞伎町は、映画館1館しか残ってなくて、周りがみんな撤退しているような状況ですので、寂しくなったというか、随分雰囲気が悪くなっています。2015年にコマ劇場を東宝系が建替えますけれども、それに向けて、完成までには路面改修とかシネシティをどういうふうに変修するかとか、地元と協議してまちづくり方針みたいなものを策定しているところです。

【委員】

シネシティ広場のところでこの間イベントをやっていて、バンドか何か出ていたことがありました。ああいう新宿の文化の発信を継続して応援してもらいたいかなと思っています。

【部会長】

よろしいでしょうか。

時間になりましたので、これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

本日の外部評価委員会は、これで終了します。お疲れさまでございました。

<閉会>